

がんの治療をしながら 仕事を続けるとき

- 仕事を辞めなくても、治療は続けることができます。
- 仕事を辞めていなければ、就労者としての権利は守られます。
法定の休暇制度や会社内の休暇制度を利用できます。
社会保険や労働保険での経済的な支援が受けられます。
- 安心して治療に専念し、回復後はリズムを取り戻して職場復帰をめざしましょう。



がんと言われたら動揺します。定期的な通院や入院、自宅での療養が必要となるために、さまざまな心配ごとが駆け巡ります。

仕事への影響も気がかりです。休暇が取れるだろうか？仕事を続けることができなくなるのでは？治療が一段落したら職場復帰ができるだろうか？入院費用はいくらぐらいかかるのだろうか？などと悩みは尽きません。長期に会社を休んだりすると、給料が支給されなくなるので、生活費や治療費のことも心配です。

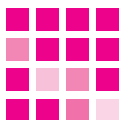
がんと言われても、就労者に関する法令や法定の休暇制度、会社内での健康に対する配慮や病気退職時の休暇制度、社会保険や労働保険での経済的な支援制度などを利用することによって、治療しながらも仕事を続けることができますので、安心して治療に臨んでください。

徳島がん対策センター



●治療と仕事との両立において、直面すると思われる就労上の諸問題とその対応 について.....	1
Q 1 仕事を続けることができるかどうかの判断ができないので、会社を辞め ようかと悩んでいるとき.....	1
A がんと言われたから、入院するからといって、すぐに会社を辞めること はない	
Q 2 利用できる休暇制度を確認しましょう.....	2
A 年次有給休暇をうまく利用する	
A 年次有給休暇以外にも、役立つ社内制度がある	
A 治療を続けていく上では、上司や同僚の理解と協力が大切	
Q 3 治療が終わり、体調も落ち着いてきたら、職場復帰をめざしましょう.....	6
A 復職後のしばらくの間は、体力に見合った働き方が必要	
A 職場復帰したものの、体力的に厳しい 職場に居づらい	
Q 4 会社を辞めて、治療に専念したいと考えているとき.....	8
A 会社を辞めて、治療に専念したい	
Q 5 不本意なことがあったとき.....	9
A 入院することを伝えたら、退職をほのめかされた	
A 突然解雇された	
A 職場復帰をしたら、不本意な配置転換をさせられた	
A 会社と言い争いになった	
Q 6 体調が回復したので、働き始めたいとき（治療に専念するために会社を 退職していたとき）.....	13
A すっかり体調が回復したので、再び働きたい	
参考 働く上でのルール.....	14

●治療しながら仕事を続けているときに、社会保険や労働保険で利用できる経済的な支援制度と手続きについて……………	16
Q 1 入院費用は、高額療養費制度を利用すれば軽くて済む……………	16
A 高額療養費制度	
Q 2 会社を休み、給料が支給されないときは、傷病手当金が支給される……………	18
A 傷病手当金	
Q 3 失業手当（正しくは基本手当）の受給は、体調が回復してから……………	20
A 基本手当	
Q 4 退職すれば、新たな健康保険証を早く手に入れる……………	21
A 健康保険証	
Q 5 老齢年金は、繰り上げて早くもらうことができる（早くといっても60歳から）……………	22
A 老齢年金	
Q 6 日常生活や仕事に支障を来すようになったら、障害年金が支給される……………	23
A 障害年金	
Q 7 退職すれば、国民年金の保険料を納めておかないと、65歳から支給される老齢基礎年金が少なくなる（60歳までの方）……………	24
A 退職後の国民年金	
●その他の利用できる支援制度と手続きについて……………	25
Q 1 医療費の支払い額が多くなると、税金から一部が戻ってくる……………	25
A 確定申告による医療費控除	
Q 2 身体が制約されるようになったら、障害者手帳で福祉サービスが受けられる……………	26
A 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	
Q 3 治療費の支払いが困難、生活費が不足する、という場合には、公的な低利の融資制度を利用することができる……………	27
A 勤労者ライフサイクル資金	
Q 4 家族の介護や世話をするために会社を休みたいときは……………	28
A 介護休暇、介護休業	
●徳島県内のがん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院……………	29
●がんに関する悩み、心配ごと、就労問題、医療費などの相談をしたいとき……………	29
●がんを早く見つけるために……………	31



治療と仕事との両立において、直面するとと思われる 就労上の諸問題とその対応について

Q1

仕事を続けることができるかどうかの判断ができないので、会社を辞めようかなと悩んでいるとき

がんと言われたから、入院するからといって、すぐに会社を辞める
ことはない

A

がんと言われたとき、すぐにでも会社を辞めて治療に専念したい思いにかられます。長期の入院を言われたときや、仕事の継続が難しいと思われるときにも、職場に迷惑をかけたくない、長期の休みが取れない、退院してもすぐに仕事に行くことができるかどうか不安、長く休むことで人事評価に影響するかもしれない、などと考えて「辞めようかな」と悩みます。働き続けたい思いを持ちながら、辞めていく人が多いという現実があります。

がんと言われたから、病気だから、入院するから、といって、すぐに会社を辞めることはありません。病気のことを上司や会社に伝え、職場の皆さんの理解と協力を得て、快く入院し、元のようにバリバリと働くことができるよう、この機会にしっかりと治療に専念することを考えることが大切です。早まって辞めることはありません。

治療と仕事の両立は身体的にも精神的にも苦しいと思うかもしれませんが、辞めてしまった後の方がもっと大変だと思います。仕事との両立を前提に、ものごとを解決することを考えることが重要です。

長期間となることに備え、休暇制度をうまく利用し、休職制度などの特別な休暇制度がない場合には会社に話し合って配慮してもらえるようにして、治療に専念してください。長期に休むことですので、給料が支給されなくなってもやむを得ないと思われませんが、その場合には、加入している医療保険から休職中の生活保障として「傷病手当金」が支給されます。支払う医療費が高額となるようであれば、一定の金額を超えた分が払い戻しされる「高額療養費制度」があります。仕事に段取りをつけて、心配しないで安心して治療に専念しましょう。

会社を辞めるという重要な問題を、早急に決断するのは避けたほうがよいと思います。

Q2

利用できる休暇制度を確認しましょう

年次有給休暇をうまく利用する

A

「年次有給休暇」（一般的には「年休」や「有休」と呼ばれています）は、希望する日に休みを取ることができる制度です。労働基準法で定められた制度です。有給の休暇ですから、休んでも給料は通常どおり支給されます。

<制度の内容>（労働基準法で定められている内容）

会社に雇用された日から6か月間継続して勤務し、働く日と決められている日数（所定勤務日数）の8割以上出勤した場合に10日の有給休暇が与えられます。その後、1年を経過するごとに所定勤務日数の8割以上出勤すれば、下表の有給休暇が与えられます。最大20日です。利用しなかった有給休暇は、翌年に繰越しすることができます。

※出勤率が8割以上ないと、翌年には有給休暇は与えられません。

○一週間の所定勤務日数が5日以上または一週間の所定勤務時間が30時間以上の就労者の付与日数（正社員、臨時職員など）

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

○一週間の所定勤務日数が4日以下または一週間の所定勤務時間が30時間未満の就労者の付与日数（パートタイマー、アルバイトなど）

週所定勤務日数	年間所定勤務日数	勤続年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日 ～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日 ～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日 ～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日 ～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

会社によっては、法定日数以上の日数を与えてくれるところもあります。半日や時間単位で休みが取れるところもあります。

入院期間が短く、身体的な影響も少ないことであれば、有給休暇の範囲内で治療を受けることも可能でしょう。手持ちの有給休暇を使い切ってしまう、ほかに利用できる休暇制度がない場合は、その後休めば欠勤扱いになります。欠勤した日は、仕事をしていないので給料は支給されません。

手持ちの有給休暇の日数やほかに利用できる休暇制度などについて、就業規則や会社の総務担当者などで確認しておく必要があります。

通院や入院、自宅療養などでしばらく休む必要がある場合は、早めに病気のことや治療予定のことを上司や会社に伝え、休むことに配慮してもらいましょう。

会社によっては、年次有給休暇とは別に「病気休暇制度」や「休職制度」などを設けているところがあります。法律で定めのある制度ではありません。任意のもので、制度を設けている会社であっても、内容や取扱いは会社によってさまざまです。

制度を設けているところの一般的な内容は、病気で長期入院が必要となった社員のために、一定期間休職扱い（有給または無給）にして、治療に専念できるよう休むことができる制度です。その期間中に病気が回復すれば復職できますし、休職期間が満了しても復職の見込みが立たなければ退職となるものです。

会社に制度があるか、あれば利用できる対象職員、手続きの方法、休職できる期間、復職の条件などについて、就業規則などで確認しておく必要があります。

特別な制度がなければ、欠勤を続けることになりませんが、欠勤が多くなると勤務の評価に影響するかもしれません。さらに長引けば、仕事の遂行が困難とみなされて、解雇や契約を更新されないともいえません。欠勤が長引くことによる影響について、就業規則などで確認しておく必要があります。

通院や入院が必要と言われても、仕事が忙しければ、上司や周りの同僚に気兼ねをし、そう簡単に休めないこともあるでしょう。病気に対する理解のない職場もあることでしょう。

休むことができないならば、治療する気持ちになれず、悩みます。だからと言って、治療をあきらめたり、途中で治療をやめたり、入院を先送りしたり、隠して十分治療を受けなかったりして、病状を悪化させてしまっは元も子もありません。取り返しのつかないことになったら大変です。

仕事は生計を維持するためにも大切です。自分一人で解決しようとししないで、上司や会社に事情を説明し相談してください。通院の時間帯や通院回数なども工夫をし、定期的に休むことに配慮してもらえよう相談することが大切です。入院しなければならなかったら、そのことを遠慮せずに伝え、治療に専念させてもらえよう配慮してもらいましょう。会社には、社員が健康で働き続けるために配慮する義務（安全配慮義務）がありますので、応じてくれると思います。会社も、突然辞められてしまうと、大切な人材を失うこととなりますので、大きな影響を受けます。

病気のことを知られたくない、ギリギリまで無理して働こう、などの思いも巡り、伝えることに勇気がいります。先行きに不利益になるかもしれないという心配もあります。しかし、体調のことを正確に伝えておかないと、配慮してもらえません。治療にも期待はできません。

働きながら治療を続けていくには、上司や同僚の理解と協力がが必要です。常日頃から信頼を得ておくことが大切です。

復職後のしばらくの間は、体力に見合った働き方が必要

長い期間休職していると、「職場復帰したときには、以前と同じように仕事ができるだろうか？」と不安が高まります。復帰する時期をいつにしようか、と思いが巡ります。

復職を急いだあまり、体調が万全でないのに復帰し、再発を繰り返して退職に至るケースもありますので、慎重が必要です。仕事ができるためには、日常生活を支障なく行えることが前提です。通勤や仕事にも負担がかかりますので、耐え得る体力を備えていることが必要です。

会社における復職できるかどうかの判断は、主治医の診断書をもとに、本人の意向や、上司や産業医（産業医のいる職場）などとの面談を通じて、判断されることが一般的です。その際には、復職後の勤務内容や勤務時間なども検討されます。

迷惑をかけたので、その分早く取り戻そうと頑張ってしまうがちですが、すぐには休職する前と同じように働けないことは当然です。無理をして再発しては大変です。

職場生活のリズムが取り戻せるまでの間は、少しずつ仕事量を増やしていったり、勤務時間や残業などに配慮してもらえよう上司や会社に伝え、体調に見合った働き方についてよく話し合うことが大切です。（会社によっては、勤務時間を短縮する制度や時差出勤を設けているところもあります）

※勤務時間が短くなったり、勤務日数が少なくなると、それに応じて給料は減額されるのが一般的です。

がんとつきあいながら仕事をする期間は、体力に見合った働き方や治療計画に影響しない働き方が必要です。

職場復帰をしたものの、体力的に厳しい、これ以上周囲に迷惑をかけたくない、会社の理解が得られない、職場の様相が一変しているなどで仕事を続けることがつらくなることも考えられます。

体調が今なお不安定な状態が続くようであれば、一時的に仕事量を減らしてもらったり、勤務時間を調整してもらうなどの配慮をしてもらえるよう、上司や会社に伝えることが必要でしょう。

体調が厳しい状況にあたり、体力に見合った働き方ができない、会社の対応に期待ができない、職場に居づらい、というようであれば、体調を崩してしまっは大変ですので、今後の療養の仕方や働き方などについて、主治医や家族とよく相談することが大切です。

会社を辞めて、治療に専念したい

治療や療養に専念したい、職場に迷惑をかけたくない、治療と仕事の両立ができそうもない、会社には休職できる制度がない、仕事を続けたいががんが障がいになる、家族から辞めるよう勧められている、仕事への意欲を失った、ということもあるでしょう。重要な問題ですので、家族とよく相談して決めてください。

会社は、退職願を提出すれば辞めることができます。退職を申し出ることなく、いきなり会社に行かなくなることは、ルール違反です。上司と話し合っ、退職日をいつにするかを相談して決めるとよいでしょう。就業規則に定めがあれば、それに従っての手続きとなりますが、一般的には退職予定日の1か月前、遅くとも2週間前までに申し出る必要があります。

退職すると、社員としての身分を失いますので、貸与されていたものは全て返還します。健康保険証も返さなければなりません。後日、会社から「離職票」を受け取ります。離職票は、雇用保険から失業手当（正しくは基本手当）の支給を受けるための必要なものです。（公務員は雇用保険に加入していません）退職後も入院や体調不良などですぐに仕事に就くことができない状態の場合は、体調が回復し、働くことのできる状態になるまでの間、基本手当は支給されません。

なお、会社を辞めれば退職金がもらえるとは限りません。会社はその定めがないと支給されません。

入院することを伝えたら、退職をほのめかされた

病気や入院のことを伝えると、退職を迫られたりすることも考えられます。仕事ができる状態にあるにもかかわらず、退職を勧めることは適当な措置とは言えません。病気になったから、入院するから、といって会社を辞めなければならないわけではありません。

退職を迫られたら、退職する気持ちがない場合は、「退職しません」とはっきり言うことが大切です。応じる義務はありません。それでも強引に退職を迫られたら、徳島労働局の総合労働相談コーナーに救済を求める相談をしてください。（公務員の場合は、国家公務員は人事院、県職員は県人事委員会、市町村職員は公平委員会です）

※総合労働相談コーナーは、あらゆる労働問題の相談に応じてくれます。会社とのトラブルも解決してくれます。

長く休職していると、職場復帰はできないだろう、復帰しても以前と同じように仕事することはできないだろうなどと思われて、解雇されたりすることも考えられます。休職している社員の社会保険料を負担し続けるのは大変、いつまでも欠員のままにしておくわけにはいかない、として、継続雇用に消極的な会社もあります。

休職期間が満了しても、復職できる見込みが立たない場合や仕事ができる体調でない状態が続いているような場合には、解雇されることもやむを得ないと思われませんが、その場合には、いい条件が得られるよう話し合ってみることが必要でしょう。

解雇とは、会社と従業員とが結んだ労働契約を、会社側の意思で一方向的に終了させることです。しかし、自由に解雇できるというものではありません。

まず第1に、解雇に値する合理的な理由が必要です。客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇権を濫用したものととして無効です。

第2に必要なのは、解雇予告の手続きです。労働基準法で義務づけられているものです。従業員を解雇するときは、少なくとも30日以上前に解雇の予告をしなければなりません。解雇予告をしないで即時に解雇しようとするときは、^{*}平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければなりません。

解雇を言われたら、納得できないことであれば、「辞めたくない」とはっきり言ってください。それでも言われ続けられるようであれば、その理由についての証明書（解雇理由証明書）を請求してください（労働基準法で事業主に交付が義務づけられています）。就業規則に解雇の定めがあるか、あればそれに基づいてなされたものか、解雇予告の手続きはなされているか、の確認もしてください。

不当と思われる解雇であったり、強要されたり、解雇予告の手続きがなされていない、ということであれば、徳島労働局の総合労働相談コーナーに救済を求める相談をしてください。

^{*}平均賃金；直前3か月間の給料の総額を3か月間の総歴日数で割った金額

職場復帰をしたら、配置転換させられた、降格された、という不本意なこともあるかもしれませんが、会社には配転命令権や人事権があり、本人の同意がなくても会社の裁量によって行うことができます。

しかし、相当な理由がないのに配置転換をしたり、降格をしたりすれば、それは配転命令権や人事権の濫用と言えます。休職したことのみが理由であったり、意図的に退職に誘導させるために行ったことであったり、受ける不利益が大きいという場合は、濫用とみなされ無効となります。

無理をさせてはいけないと体調を配慮してもらったことであれば納得できるかもしれませんが、まずは、会社に異動や降格などの理由を確認することが必要です。休職する前と同じように働けるのであれば、そのことを会社に伝え話し合しましょう。

それでも納得のできない配置転換などであれば、徳島労働局の総合労働相談コーナーに救済を求める相談をしてください。（公務員の場合は、国家公務員は人事院、県職員は県人事委員会、市町村職員は公平委員会です）

労働条件を一方的に不利益に変更された、不本意な配置転換をさせられた、降格された、退職を迫られている、解雇を言い渡された、などで会社と言い争いになってしまった、ということも考えられます。

その解決の相談には、徳島労働局の総合労働相談コーナーがあります。就労問題の専門家(弁護士等)で構成する紛争調整委員会が間に入って来て、紛争のあっせんをしてくれます。時間的にも早く済み、しかも無料です。

総合労働相談コーナーに行くときには、「復職までの経過、言われた内容、誰(役職名)から、その日時、理由や根拠など」を記載したメモと就業規則を持って臨んでください。事実関係やその状況を具体的に説明することができ、問題の解決につながると思います。

そのほかに、県の労働委員会、県社会保険労務士会の労働紛争解決センター、地方裁判所の労働審判手続きなどもあります。(公務員の場合は、国家公務員は人事院、県職員は県人事委員会、市町村職員は公平委員会です)

※労働局の総合労働相談コーナー 徳島市徳島町城内 徳島地方合同庁舎

実務の専門家(弁護士など)で構成された紛争調整委員会によりあっせんが受けられます。費用は無料。

※県の労働委員会 徳島市万代町 県庁 11 階

就労者と使用者とのトラブルについて、話し合いによるあっせんが受けられます。費用は無料。あっせんは、公益側(弁護士など)、就労者側(労働団体役員など)、使用者側(会社経営者・使用者団体役員など)が3人1組となって行います。

※県社会保険労務士会の労働紛争解決センター 徳島市南末広町 5 県社会保険労務士会

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法による厚生労働大臣の指定を受けて、社会保険労務士があっせんします。費用は低額。

※地方裁判所の労働審判 徳島市徳島町城内

労働審判官(裁判官)1人と労働審判員2人の計3人で構成された労働審判委員会により調停します。手続きが簡易迅速で、早期の解決が可能です。費用は低額。

すっかり体調が回復したので、再び働きたい

働くことができる体調に回復すれば、再び仕事をしたい気持ちになります。再就職や自営業などに従事をめざすことになります。万全な体調と、治療生活を支えてくれた家族の理解と協力を得て臨みましょう。

再就職としては、正社員、パートタイマー、アルバイトなどがあります。正社員という働き方に加え、契約社員、派遣社員といった方法もあります。また、在宅で仕事をする在宅ワークという働き方もあります。

※在宅ワークとは、主にパソコンなどを使って在宅でする仕事のことです。請負契約を交わして仕事をするので、個人事業主となり、労働者ではありません。

当面は体調管理を優先し、これまでの働き方や自分自身を振り返り、何ができるか、生かせる技能や資格は何か、どんな仕事をしたいか、働き方は、勤務地は、給料は、勤務時間はどの程度まで可能か、残業はできるか、通院に支障はないか、などをよく考えて求職活動することになります。

病気療養中は雇用保険の失業手当（正しくは基本手当）の支給が受けられないために受給する時期を先延ばししていた人は、延長の理由が終わったことをハローワークに届け出て、手当の支給を受けながら求職活動することになります。基本手当の受けられないパートタイマーであった人などは、スキルアップをめざす職業訓練（求職者支援制度）を受けてから、という方法もあります。治療をしたけれど障がいを持つ身になったという人は、障がいの程度に見合った仕事の仕方などの支援を受けてから、ということになります。

※求職者支援制度の問い合わせは、ハローワークです。障がい者の職業準備支援は、徳島障害者職業センター（徳島市出来島本町 ハローワーク徳島の4F）です。

求人先は、住所地を管轄しているハローワークへ行って、「求職申込書」を提出し、相談を受けながら見つけることができます。新聞や求人誌などでも見つけることができます。「ハローワークインターネットサービス」のホームページも役立ちます。面接では、たとえば仕事の内容や職場の環境、勤務時間などで何らかの配慮をしてもらいたいことなどがあれば、がんの治療歴のことを伝えておいたほうがよい場合もあると思います。

採用が決まったら、仕事の内容や雇用条件などを確認し、口約束でなく書面でもらっておくことが必要です。

※事業主には「労働条件通知書」を交付することや「雇用契約書」を交わすことが義務づけられています。

就労者として、働く上で当然知っておくべき必要な労働知識です。

○労働時間の長さ（法定労働時間）

1日8時間以内、1週間40時間以内（就労者が10人未満の商業、保健衛生業、接客娯楽業では、1日8時間以内、1週間44時間以内）

○時間外労働

法定労働時間を超えて働かせた場合は、割増賃金の支払いが必要（法定労働時間を超えて働いたときは25%増、深夜（午後10時から翌日午前5時まで）に及んだときは50%増、法定休日に働いたときは35%増）

○法定休日

毎週少なくとも1日

○最低賃金

徳島県内では、1時間695円（平成27年10月からの額）

（電気機械器具製造業など特定の業種は、この金額とは別に定められている）

○健康診断

年1回実施

○社会保険、労働保険

健康保険、厚生年金保険 正社員、公務員（厚生年金保険のみ加入）、1日または1週間の勤務時間が正社員のおおむね3/4以上の就労者、が加入 保険料は事業主と折半

国民健康保険、国民年金保険 健康保険や厚生年金保険、共済組合に加入していない就労者が加入 保険料は全額加入者が負担

雇用保険 1週間の勤務時間が20時間以上で、31日以上雇用されることが見込まれる就労者が加入 保険料はおおむね事業主6割就労者4割の負担

労災保険 雇用されているすべての就労者が加入 保険料は全額事業主の負担

共済組合 公務員や私立学校教職員などが加入 保険料は折半

○就業規則の作成、周知

常時10人以上の就労者を雇用する事業所では、就業規則を作成し、就労者の過半数を代表する者の意見書を添えて、労働基準監督署に届け出なければならない

掲示、備付け、書面の交付などによって、就労者に周知しなければならない

※就業規則 勤務時間や賃金などの労働条件、職場の規律などについて具体的に定めたもの（公務員には就業規則はありません。国家公務員法、地方公務員法、関係する条例や規則で定められています）

○安全配慮義務

使用者には、就労者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をしなければならない、という義務がある

○産業医

就労者の健康管理に関する職務を行う医師 常時 50 人以上の就労者を雇用する事業所は選任が必要

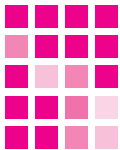
○解雇の予告

従業員を解雇するときは、少なくとも 30 日以上前に予告するか、または 30 日分以上の平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければならない

※平均賃金 算定すべき事由の発生した日以前 3 か月間に支払われた賃金の総額を、その期間の総暦日数で除した金額

○雇止めの予告

使用者は、有期労働契約を更新しない場合は、少なくとも契約期間が満了する日の 30 日前までに雇止めの予告をしなければならない



治療しながら仕事を続けているときに、社会保険や労働保険で利用できる経済的な支援制度と手続きについて

Q1

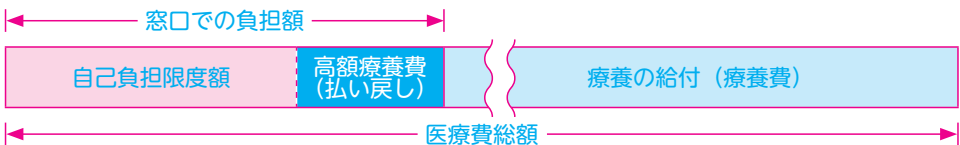
入院費用は、高額療養費制度を利用すれば軽くて済む

高額療養費制度

A

病院で治療を受けたときは、3割の医療費を支払います。通院を続けていたり、入院したりすると、医療費の支払いは多くなります。「高額療養費制度」は、家計の負担を軽減できるようにとして、医療機関や保険薬局で支払った医療費が、一定の金額（自己負担限度額）を超えようであれば、超えた金額があとから払い戻しが受けられる制度です。1か月（1日から月末まで）ごとに適用されます。所得に応じて、支払う医療費の上限が以下の表のように定められています。

※差額ベッド代や入院中の食事代などは、対象外です。



所得区分	自己負担限度額 (1か月当たり)
標準報酬月額 26万円以下の方	57,600円
標準報酬月額 28万円～50万円の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
標準報酬月額 53万円～79万円の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
標準報酬月額 83万円以上の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
住民税の非課税の方	35,400円

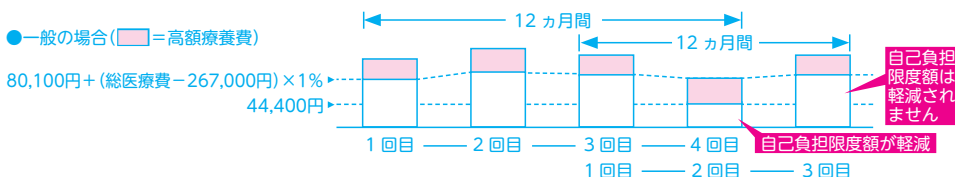
標準報酬月額は、給料のおおよその総支給額とされるもの

入院や手術などで医療費が高額となりそうであれば、加入している医療保険から事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、入院するときに提示しておくこと、支払いは自己負担限度額までで済みます。限度額適用認定証を手に入れるには、加入している医療保険に「限度額適用認定申請書」を提出します。1週間程度で交付されます。

自己負担限度額に達しない場合であっても、同一月内に同一世帯で 21,000 円以上の支払いが複数あり、これらを合算して自己負担限度額を超えることであれば、適用されます。

何度も入退院を繰り返している場合など、一年間（治療月を含めた直近 12 か月）に 3 回以上高額療養費制度の支給を受けているときは、4 回目からの自己負担限度額は以下の表の額に変わり、さらに軽減されたものになります。

所得区分	自己負担限度額（1 か月当たり）
標準報酬月額 26 万円以下の方	44,400 円
標準報酬月額 28 万円～ 50 万円の方	44,400 円
標準報酬月額 53 万円～ 79 万円の方	93,000 円
標準報酬月額 83 万円以上の方	140,100 円
住民税の非課税の方	24,600 円



<支払いの例>

入院して 1 か月の総医療費が 100 万円とした場合

（所得区分：標準報酬月額 28 万円～ 50 万円の人、負担割合：3 割として）

★限度額適用認定証を提出しておく、退院時の支払いは自己負担限度額の 87,430 円となります。

（自己負担限度額：80,100 円 + $(1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% = 87,430 \text{ 円}$ ）

★限度額適用認定証を提出していなかった場合は、3 割負担の 300,000 円の支払いとなります。そして後日、加入している医療保険に高額療養費を請求することによって、212,570 円の払い戻しが受けられます。

（負担した額と自己負担限度額との差額 $(300,000 \text{ 円} - 87,430 \text{ 円} = 212,570 \text{ 円})$ です）

高額療養費を請求するときは、加入している医療保険に「高額療養費支給申請書」を提出します。支払いが受けられるまで 3 か月程度かかります。

（注）医療保険：全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保健組合、共済組合、船員保険、国民健康保険

傷病手当金

A

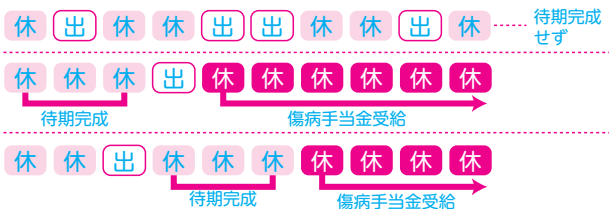
入院や自宅療養などで会社を休み、その間給料が支給されないときは、加入している医療保険から「傷病手当金」が支給されます。病気休職中の生活の保障として、支給されるものです。

(注) 国民健康保険に加入している人や、加入していた医療保険に任意継続加入している人は、この制度の適用はありません。

<傷病手当金の支給が受けられる条件>

- ① 病気による療養中であること。自宅療養でもかまわない。
- ② 仕事をしていないこと。
- ③ 4日以上会社を休んでいること。休んだ日が連続3日間（待期待期間）あった上で、4日目から支給される。
- ④ 給料をもらっていないこと。給料をもらっていても傷病手当金よりも少ないときは、その差額が支給される。

●「待期待3日間」の考え方



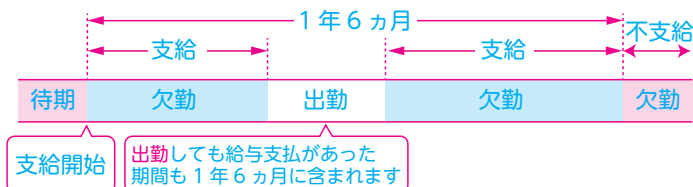
<支給額>

休んだ日1日につき標準報酬日額の2/3が、支給開始日から1年6か月（支給要件を満たしている期間）以内で支給されます。

※標準報酬日額は、給料のおよその総支給額とされるものの1/30程度です。

(注1) 傷病手当金の支給を受け終えた後に再発し休職した場合、同一の病気であれば、再度支給されません。

(注2) 船員保険は支給開始日から3年です。



<手続き>

加入している医療保険に「傷病手当金支給申請書」を提出しますが、休職していることの事業主の証明や治療している医師の証明などが必要なため、一般的には勤務先を通じて手続きしています。会社を休むときには、事務担当者と請求手続きの進め方について確認しておく必要があります。

※ 1か月ごとに手続きしている人が多いようです。支給されるまで2か月ぐらいかかっています。

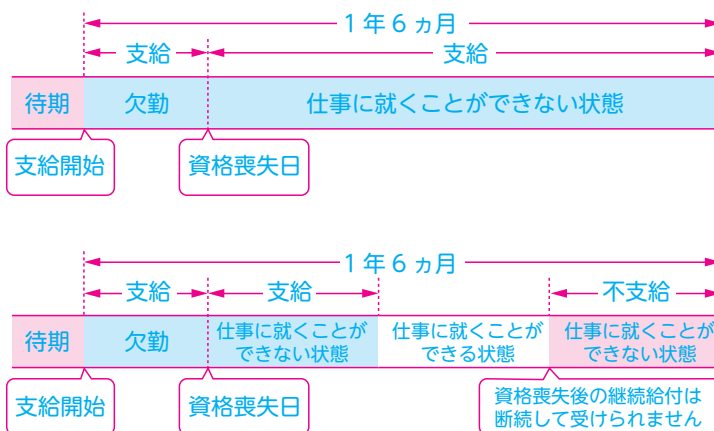
なお、請求手続きができていなかった場合、さかのぼる2年間までは請求して支給を受けることができます。

<退職後の受給要件>

傷病手当金の支給を受けているときに退職し、加入していた医療保険の資格を失った場合でも、退職日まで継続して1年以上医療保険に加入していて、

- ・退職日まで傷病手当金の支給を受けていた、または支給が受けられる条件を満たしている
- ・退職後も仕事に就くことができない状態が続いている

ことであれば、引き続き支給されます。



※ 傷病手当金の支給を受けているときに、障害厚生年金や老齢厚生年金の支給が受けられるようになった場合、例えば傷病手当金の額が多いというケースでは、年金は全額支給、傷病手当金はその差額（傷病手当金と年金との差額）が支給されることになります。

(注) 医療保険：全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合、船員保険

基本手当

A

会社を退職したら、雇用保険に加入していると「基本手当」が支給されます。失業の状態にある日について、生活を心配しないで仕事探しに専念できるようにとして、支給されるものです。

基本手当の支給を受けるには、退職する日以前の2年間に、11日以上働いた月が12か月以上あることが条件です。退職したときまでの被保険者期間や給料の額により、受給期間や基本手当の額が異なります。支給が受けられるのは、ハローワークに求職の申し込みをした日の7日後からです。自己都合で退職した場合は、さらに3か月後となります。

4週間に1回ごとにハローワークに行き、求職活動の実績を確認され、それをもとに失業の認定を受け、認定を受けた日数分の基本手当が支給されます。1週間程度で入金されます。

退職後も入院や自宅療養などで引き続き療養するのであれば、基本手当は支給されません。支給を受ける時期を先に延ばす手続きをしておく必要があります。延長は最長3年間できます。手続きは、退職後30日経過してから1か月以内の間に、住所地を管轄するハローワークに「受給期間延長申請書」と離職票、傷病証明書などを提出します（家族でも手続きできます）。体調が回復し、働くことのできる状態になったら、延長の理由が終わったことを届け出て、その後から基本手当の支給を受けます。

<基本手当の日額>

退職する直前の6か月間に支給された給料の合計額を180で割った金額のおよそ80～45%になります。（休職し給料が支給されなかった期間がある場合、11日以上働いた月がない期間は含めずに算定されます）

<支給される期間の上限>（自己都合で退職した場合の給付日数）

退職したときまでの被保険者期間によって異なります。

被保険者期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
受給日数	90日	120日	150日

そのときに、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）を持っている人は、以下の日数となります。

被保険者期間	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

（注）傷病手当金の支給を受けているときに退職し、基本手当の支給が受けられる場合、基本手当と傷病手当金は同時に支給されません。支給を受ける時期をずらしてもらうことはできます。

健康保険証

会社を退職したら、加入していた医療保険の資格を失います。今使っている健康保険証は返さなければなりません。

そこで、

- ①加入していた医療保険に、個人の資格で「任意継続被保険者」になる。
- ②「国民健康保険」に加入する。
- ③家族が加入している医療保険の被扶養者になる。

のいずれかに加入し、保険証を手に入れることが必要です。保険料などを比較して決めることとなります。どの制度に加入しても、支払う医療費は3割です。

限度額適用認定証も必要であれば、新たに加入する医療機関で手に入れることとなります。

(注) 医療保険を変った場合、高額療養費制度を何度も利用するときにおける回数、通算されません。通算されるのは、任意継続被保険者になった場合に限られます。

<個人の資格で任意継続被保険者になる>

退職する日までに加入していた医療保険の加入期間が2か月以上ある人は、引き続き個人で加入することができます。保険料は、退職時の標準報酬月額に基づいて決定され、全額自己負担となります。

※退職前に給料から控除されていた保険料の倍額となります(上限は月3万3千円程度)。

手続きは、加入していた医療保険に、退職日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出し、保険証の交付を受けます。扶養している配偶者も一緒に加入できます。2年間加入できます。

<国民健康保険に加入する>

市役所(または町村役場)の国民健康保険担当の窓口で、「国民健康保険資格取得届」とともに会社からもらった「健康保険資格喪失証明書」を持って手続きします。保険料は、前年の給与と所得や固定資産税額、世帯人数などによって決定されます。

病気を理由に退職したことであれば、翌年度末までの間、保険料を軽減してくれます。(保険料算定の対象となる前年の給与と所得を30%相当にして計算されます)手続きには、ハローワークでもらった雇用保険受給資格者証が必要です。

※退職後も引き続き入院や療養することであれば、雇用保険受給資格者証を手に入れることはできませんので、すぐにはこの軽減措置は受けられません。雇用保険受給資格者証は、ハローワークで求職の申し込みをしたときに交付されるものです。

<家族が加入している医療保険の被扶養者になる>

家族が勤めている勤務先を通じて加入します。年収が130万円(60歳以上は180万円)以上ある人は、被扶養者になることができません。

※年収は、過去の収入額ではなく、認定を受ける日以降の年間収入見込額をいいます。

Q5

老齢年金は、繰り上げて早くもらうことができる
(早くといっても60歳から)

老齢年金

A

「老齢年金」は、支給開始年齢を迎えたときから支給されます。支給開始年齢からは老齢厚生年金が、65歳からは併せて老齢基礎年金も支給されます。支給開始年齢に達する前になると、請求に必要な書類が送られてきて、それによって手続きします。

希望をすれば、支給開始年齢よりも繰り上げて早くもらうことができます。早くといっても60歳以後の希望する時期からとなります。65歳から支給が始まる老齢基礎年金も繰り上げることができます。繰り上げると、支給される年金額は、本来の年金額から繰り上げた月数に応じて1か月当たり0.5%減額されたものになります。減額されたまま、額は生涯変わりません。途中で変更することもできません。

繰上げの手続きは、希望する時期に、年金手帳を持って年金事務所（または共済組合の事務担当）に「年金請求書」と「支給繰上げ請求書」などを提出します。2か月後から支給されます。（年金は、偶数月ごとに前2か月分が支給されます）

※繰上げた後に障害年金がもらえる障がいの状態になったとしても、障害年金の請求はできません。

(注) 老齢厚生年金の支給を受けているときに退職し、基本手当の支給が受けられる場合、老齢厚生年金と基本手当は同時に支給されません（65歳までの間）。額の多い方をもらうこととなります。

障害年金

A

治療をしたけれども、著しい障がいが見えて、日常生活に制約を受けるようになった、働く上で制約を受けるようになった、という状態になったときには、「障害年金」が支給されます。生活や仕事に制約されるようになったことによる所得保障制度です。

はじめて病院で受診した日（初診日）に年金制度に加入していて、そのとき以前の期間に保険料の納付要件を満たしている人が対象です。初診日が、国民年金に加入しているときであれば「障害基礎年金」が、厚生年金（または共済年金）に加入しているときであれば障害基礎年金に上乘せされて「障害厚生年金」が支給されます。

※初診日が、国民年金に加入する前（20歳未満）であったり、60歳以上65歳未満であるときは、障害基礎年金となります。

支給される年金額は、障害基礎年金は定額です。障害厚生年金は、障害認定日以前の給料の平均額や勤めていた期間をもとに計算された額に、障害基礎年金が加算された額となります。配偶者や18歳以下の子どもがおれば、さらに加算されます。

※障害基礎年金の支給額は、1級は月額81千円程度、2級は月額65千円程度です。障害厚生年金が支給されている人の平均支給額（障害基礎年金を含めた額）は、1級は月額160千円程度、2級は121千円程度、3級は54千円程度です。

がん患者の場合、初診日から1年6か月以降において、以下のような状態であれば、支給の対象となります。症状の程度の重さによって、障害等級が異なります。（1級から3級まであります）

がんそのものや治療による副作用の全身衰弱で、日常生活や働く上で制約がある

術後の後遺症で、日常生活や働く上で制約がある

喉頭全摘出による言語機能障がい、転移による肢体障がい、末梢神経障がい、中枢神経障がい、術後の精神障がいなどで、日常生活や働く上で制約がある

人工肛門の造設、新膀胱の造設、尿路変更術をした
（※初診日から1年6か月以内に、人工肛門の造設や尿路変更術を受けたときはその時点以降6か月後に、新膀胱の造設をしたときはその時点で、請求手続きができる）

手続きは、年金事務所（共済年金の加入期間中に初診日があれば共済組合の事務担当）に障害年金請求書と診断書、病歴就労状況等申立書などを提出し、支給の決定を受けます。決定されるまで3か月ぐらいかかります。（不支給となることもあります）

※手続きできるのは基本的には65歳までです。

退職後の国民年金

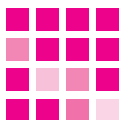
60歳までは「国民年金」への加入が義務づけられています。会社を退職したときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。退職した人に扶養されていた配偶者（第3号被保険者）も同様に、変更の届出が必要です。

変更の届出をして、国民年金の保険料を納めておかないと、65歳から支給される老齢基礎年金の額が少なくなります。手続きは、退職後に年金手帳を持って市役所（または町村役場）の国民年金担当の窓口で行います。1か月の保険料は15,590円です（平成27年4月からの保険料）。なお、保険料の支払いが経済的に困難な場合には、全額または一部の免除が受けられます。

退職後の最長2年間は、特例で保険料の全額または一部の納付免除が受けられます。手続きには、離職票またはハローワークでもらった雇用保険受給資格者証が必要です。

※保険料の納付が免除された期間は、保険料を全額納めた場合と比べると、支給される年金額は少なくなります。

配偶者が会社に勤めておれば、被扶養者として第3号被保険者になることができます。年収が130万円未満の人に限られます。勤務先を通じて健康保険と一緒に加入します。



その他の利用できる支援制度と手続きについて

Q1

医療費の支払い額が多くなると、税金から一部が戻ってくる

確定申告による医療費控除

A

一年間（1月から12月まで）に支払った入院や通院などの医療費の総額が、家族の分を含めて10万円を超えることであれば、税務署に確定申告することによって、納付した税金から還付という方法で医療費控除が受けられます。

支払った医療費の総額から、生命保険会社からの給付金などがあればその金額を差し引いて、10万円を超えておれば、超えている額のおよそ1割程度の額が還付されます。

手続きは、2月中旬頃から3月中旬頃の間、住所地を管轄する税務署に領収書や源泉徴収票を持って確定申告書を提出します。（インターネットでも手続きできます）1か月後頃に還付されます。

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳

病状が進行し、肢体や体幹、内臓機能（直腸、肝臓、腎臓、ぼうこう、呼吸器など）、音声機能、言語機能、精神などに著しい障がいが見えて、その症状が続くと判断されたときには、「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

障害者手帳を持っていると、障がい福祉サービスや経済的な支援などが受けられます。治療を継続していく上で、必要なものです。

がん患者の場合、初診日から6か月以降において、がんそのものや転移によって内臓機能や手足に著しい障がいが見れた、人工肛門や新膀胱を造設した、喉頭を摘出して言語機能を失った、術後にうつ状態になった、などの状態にあれば対象となります。

症状の程度の重さによって、1級から6級まであります。（精神障害者保健福祉手帳は1級から3級まで）

※障害年金とは制度が異なるので、等級も異なります。

手続きは、主治医に障がい等級に該当する状態にあるかどうかを確認し、該当することであれば、市役所（または町村役場）の障がい福祉担当の窓口にて「手帳交付申請書」と診断書などを提出し、交付を受けます。交付されるまで2か月ぐらいかかります。

<障がい福祉サービスや税金の控除、料金の割引などが受けられる>

ストーマ装具や補装具などの購入費用の軽減、日常生活用具の給付、所得税や住民税の控除、自動車税の減免、JR運賃の割引などの支援が受けられます（等級によって異なります）。

<医療費が軽減される>

身体障害者手帳を持っていると、障がいを軽くするための手術を受ける場合の医療費が軽減されます（自立支援医療制度（更生医療））。著しい障がいが見れたことによって行う手術が対象です。精神障害者保健福祉手帳を持っていると、通院の医療費が軽減されます（自立支援医療制度（精神通院医療））。

※自立支援医療制度の医療費は、原則1割負担ですが、所得によってはさらに軽減されます。

重度（1級・2級）の身体障害者手帳を持っていると、病院で支払った医療費が市役所（または町村役場）から払い戻しが受けられます（重度心身障害者等医療費助成制度）。

※所得制限があります。

Q3

治療費の支払いが困難、生活費が不足する、という場合には、公的な低利の融資制度を利用することができる

勤労者ライフサイクル資金

A

本人や家族の入院などで、治療費の支払いやそれに伴う生活費が大変という場合には、希望に応じて融資が受けられる「徳島県勤労者ライフサイクル資金」があります。

徳島県と四国労働金庫（ろうきん）が、資金を出し合ってつくった就労者向けの融資制度です。低利な利率で融資が受けられます（限度額は100万円です）。

県内に居住し、県内の事業所に勤めている人が対象です。利用の申し込みは、ろうきんです。

※詳しいことは、ろうきんの支店で確認してください。

介護休暇、介護休業

A

病気などで常時介護が必要な状態にある家族の看護や介護をするために、会社を休むことのできる制度があります。育児・介護休業法で定められている「介護休暇」と「介護休業」です。

家族が「がん」などで自宅で療養などをしていて、世話をしなければならない状態になったとき、休むことのできる制度です。休みを取らなくても、勤務時間を短縮してもらうとか、残業時間を少なくしてもらう、という方法もあります。ほとんどの会社は、この制度を設けています。対象となる家族は、病気などで2週間以上常時介護を必要とする状態にある配偶者や父、母、子などです。がん患者の場合は、末期のがん患者が対象です。

<介護休暇>

要介護状態にある家族の介護や世話をするために、会社を休むことができます。1年間で5日までです。無給のところが多いです。休みは、半日や時間単位でも取れます。

休暇を取得できる対象職員や取得の方法などについて、会社の育児・介護休業規程や就業規則などで確認しておくことが必要です。会社によっては、法定日数以上の条件を定めているところもあります。

<介護休業>

要介護状態にある家族の介護や世話をするために、一定期間会社を休むことのできる制度です。93日を限度に休むことができます。2週間前までに申し出ることが必要です。

制度を利用できる対象職員や手続きなどについて、会社の育児・介護休業規程や就業規則などで確認しておくことが必要です。会社によっては、法定日数以上の条件を定めているところもあります。公務員は、連続する6か月以内の期間で、必要と認められた期間取得できます。

無給であれば、休んでいた期間は雇用保険から「介護休業給付金」の支給が受けられます。支給額は、休んだ日1日につき休業開始時賃金日額の40%相当額です。勤務先を通じて手続きします。

<勤務時間の短縮など>

要介護状態にある家族の介護や世話をするための一定期間、勤務時間を短縮してもらう、残業時間を少なくしてもらう、始業時間の繰上げや終業時間の繰下げをして出勤させてもらう、ということもしてもらえますので、会社と相談をしてください。

■徳島県内のがん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院

徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088 (631) 3111
--------	---------------	----------------

地域がん診療連携拠点病院

徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088 (631) 7151
徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088 (622) 5121
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885 (32) 2555

地域がん診療病院

徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883 (72) 1131
----------	---------------	----------------

■がんに関する悩み、心配ごと、就労問題、医療費などの相談をしたいとき

がん相談支援センターでは、がんに関する悩みや心配ごと、就労問題、医療費などのご相談に応じています。また、がんを解説した小冊子や治療方法、治療後の生活などを取りまとめた小冊子なども、多数ご用意しています。必要な方には差し上げています。

徳島大学病院	がん相談支援センター	088 (633) 9438
徳島県立中央病院	がん相談支援センター	088 (631) 7151 内線 2101
徳島市民病院	医療相談支援センター・がん相談支援センター	088 (622) 5121 (代表)
徳島赤十字病院	医療・がん相談センター	0885 (32) 2555 内線 3167

■がんの情報をインターネットで調べたいとき

国立がん研究センター	がん情報サービス	がん情報サービス	ganjoho.jp
------------	----------	-----------------	--

本書は、社会保険労務士 井後 伸一 氏に作成していただきました。

企画 徳島県立中央病院 がん相談支援センター

発行 徳島がん対策センター（徳島大学病院 徳島県立中央病院）

事務局 徳島大学病院 がん相談支援センター内

〒770-8503 徳島市蔵本町 2 丁目 50-1

平成 27 年 10 月発行

がんを早く見つけるために

徳島県

●がん検診を積極的に受けましょう

がんは、近年、医学の進歩により、早期に発見すれば治る確立が高くなっています。検診では、症状の出ない早期のうちのがんを発見できます。また、初めて受けた検診で、がんが見つかる方が増えています。特に、胃がん検診では、定期的に検診を受けている方の2～3倍の発見率となっています。

各がんについての最新情報や解説等は、国立がん研究センターのがん情報サービスのホームページをご覧ください。

●がん検診について

★がん検診は、お勤めの方は職場で、それ以外の方は各市町村で実施するがん検診を受けることができます。また、人間ドックでも受けられます。

がん検診の実施場所や検診日、検診費用、実施方法等は、実施主体（各市町村や職場）によって異なります。

★市町村で受けることができるがん検診は、胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診です。対象年齢等の条件を満たしておれば、誰でも受診することができます。（お勤め先など他にがん検診を受ける機会のある方は、除きます。詳しくは、各市町村のがん検診担当課へお問い合わせください。）

★徳島県が定めている対象年齢等の条件と検査方法は、下記のとおりです。

検診名	検査方法	対象年齢など
胃がん検診	胃部エックス線検査	40歳以上の男女
大腸がん検診	便潜血検査	40歳以上の男女
肺がん検診	胸部エックス線撮影検査＋喀痰細胞診（※）	40歳以上の男女
乳がん検診	視触診＋マンモグラフィ (乳房専用エックス線撮影)	40歳以上の女性(隔年)
子宮頸がん検診	細胞診	20歳以上の女性(隔年)

（※）喀痰細胞診の対象者は、喫煙指数（1日の喫煙本数×年数）が600以上の方（過去における喫煙者を含む）です。

■検診を受けたことのない方は、今年から、

いつも受けている方は、これからも、**定期的のがん検診を受けましょう。**

■定期的に受診することによって、**早期発見・早期治療につながります。**



がんの治療をしながら 仕事を続けるとき

徳島がん対策センター

